# 定　　款

一般社団法人全国地域活性化支援機構

# 一般社団法人全国地域活性化支援機構定款

令和６年６月２６日

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人全国地域活性化支援機構と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

２　この法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、地理空間情報活用促進を目指す地域創設企業又は団体が集結し、保有する新しい技術やノウハウを活用して、地域における地理空間情報社会の普及、行政支援等並びに新たなニーズへの対応と市場づくりに関する調査研究事業を行い、地域における地理空間情報社会の実現と市場創造型産業の構築を促進すると共に、雇用創出と活力ある地域づくりに貢献し、もって環境にやさしく、みんなが安心して暮らせる地域づくりと地域の産業振興及び活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　地域における地理空間情報の普及と新たな計測技術のニーズに関する調査研究

（２）　上記にかかる新技術、新ビジネスに関する情報・資料の収集及び提供

（３）　地域創設企業の育成と異業種との連携による新たな市場創出型地場産業に関する調査研究

（４）　建設関連業依存からの脱却と地域住民と連携した行政に頼らない新たな地域ニーズの開拓に関する調査研究

（５）　この法人の目的を達成するための関係行政機関への協力及び支援並びに交渉

（６）　この法人の目的を達成するための諸団体との交渉・提携並びにその他必要事業

（７）　前各号にかかげる事業に付帯もしくは関連する事業

２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人に次の会員を置く。

（１）正会員　　この法人の目的達成を目指す地域創設企業であって、この法人の認めるもの

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し維持発展に寄与する者で、理事会の承認を得たもの

（３）特別会員　この法人の目的に賛同する自治体及びこの法人に対し特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は正会員になった時及び毎年、総会（第 12 条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。
２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第８条　会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
２　前項において、会費未納があるときは、これを支払うこととする。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款その他の諸規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。
２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）
第 10 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）第７条の支払い義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）総正会員が同意したとき。
（３）会員が死亡又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 11 条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第４章　総会

（構成）
第 12 条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。

（１）会員の除名
（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）入会金、会費及び賛助会費の額
（４）常勤の理事及び監事の報酬の額
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（６）定款の変更
（７）解散及び残余財産の処分
（８）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）
第 14 条　総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。
２　定時総会は、毎年度６月に１回開催する。
３　臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会において開催の決議がなされたとき。
（２）総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（招集）
第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集磨る。

（議長）
第 16 条　総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（議決権）
第 17 条　総会における議決権は、正社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）
第 18 条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第５章　役員等

（役員の設置）

第 20 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理　　事　　１０名以上１５名以内

（２）監　　事　　２名

２　理事のうち１名を理事長、１名または２名を副理事長及び１名を専務理事とする。

３　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 21 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 24 条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　役員は、第 20 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条　役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 26 条　役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

（相談役）

第 27 条　この法人に任意の機関として２名以内の相談役を置くことができる。

２　相談役は、次の職務を行う。

（１）理事長の相談に応じること
（２）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
３　相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
４　相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
５　前項ただし書きに関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（顧問）
第 28 条　この法人に任意の機関として５名以内の顧問を置くことができる。
２　顧問は、この法人の運営に関して諮問に応え、又は理事長に対し意見を述べることができる。
３　顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
４　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
５　前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第６章　理事会

（構成）
第 29 条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 30 条　理事会は、法令及び定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
（４）規則の制定、変更及び廃止

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第 32 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 34 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第７章　会計

（事業年度）

第 35 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、及び第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 38 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 39 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 40 条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章　委員会

（委員会）

第 41 条　この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会等を設置することができる。

２　委員会等の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章　事務局

（設置）

第 42 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章　補　　則

（委任）

第 43 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 13 章　附　　則

（最初の事業年度）

第 44 条　この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（法令の準拠）

第 45 条　本定款に定めの無い事項は全て法人法その他法令に従う。

平成 23 年 11 月 28 日